回　答　書

令和8年11月12日

物件番号　1

	質　問　事　項	回　　答
1	経口補水液を販売品目に含めることが必須条件となっているが、それに準ずる商品での代替は可能か。	栄養成分等の基準や必ず表示されている事項等、経口補水液の定義について消費者庁のHPに掲載されており、それらを満たしている商品である必要があります。詳細については、下記URLをご確認ください。（経口補水液ってなに？のPDFに具体的な定義が記載されております。） 消費者庁HP https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/oral_rehydration_solution 経口補水液ってなに？ https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_for_special_dietary_uses/oral_rehydration_solution/assets/food_labeling_cms206_20241220_15.pdf